



經濟俱樂部講

特 251

46

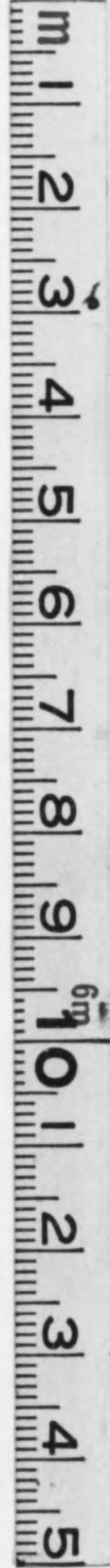
N.R.Aの成績と

米國財界の推移

小島精一君

-92-

昭和十年七月三日發行

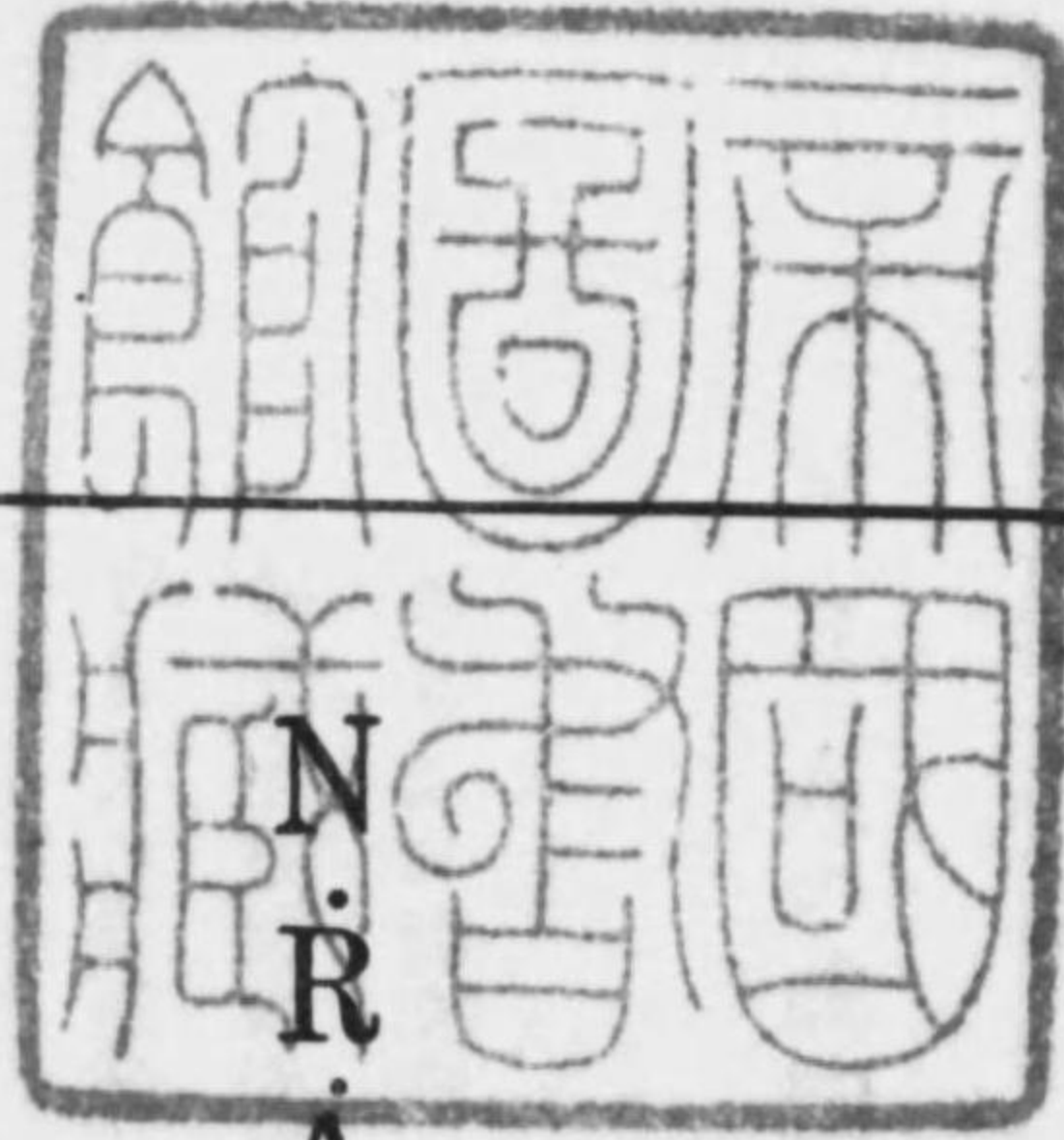


始





特 251  
46



N  
R  
A  
の成績と米國財界の推移

小島精一君





經濟俱樂部講演第九十二輯 目次

N·R·Aの成績と米國財界の推移

小島精一君

N·R·Aの狙ひ所……………一

N·R·A政策の缺陷……………四

N·R·Aの修正案……………一四

最近の景氣狀勢と見透……………二三

附錄第一、N·R·A判決後に於ける米國財界……………二九

附錄第二、ニラ第三條(大審院により違憲判決を受けたる條項)……………四六

附錄第三、ルーズヴェルトのN·R·A更生策……………五〇



## N・R・Aの成績と米國財界の推移

昭和十年五月三十日經濟俱樂部臨時午餐會に於て

小島經濟研究所長 小島 精一君

亞米利加の經濟の御話を引受けましてから、唯今三浦さんから御話がありましたやうに、母が少し身體工合を悪くしまして、入院しましたので、つい調べが行き届きませぬでしたが、どうぞ御許しを願ひます。

最初に御指示に従つてN・R・Aの最近の狀勢を中心にして、根本的な問題に對する各方面の動きを見て、それから景氣の問題に觸れて見たいと思ひます。

### N・R・Aの狙ひ所

N・R・Aのことは、大分前になりますが、此處で二度程續けて御話を致しましたことがござい



ます。此俱樂部のパンフレットを繰つて見ますと、二度目の分が昭和八年の十二月發行になつて居りますから、一年半程前の話でありますが、其當時N・R・Aの政策が第二段階に這入つて、是からの政策の成否の分岐點が、どう云ふ所にあるかと云ふことを、二三列擧して、指摘致しておいたのであります。それが今日の御話を致しますのに、對照して批判する上に、便利な材料を提供すると思ひますので、簡単にその要點をもう一度申上げておきたいと思ひます。

詰り第二段階に這入つたN・R・A政策上の重要問題の狙ひ所は、第一に自由主義の放任主義と違つた統制經濟に基いた政策の體系を積極的に整備させて行くことが必要である。それは特に産業コードの適用が、所謂カルテル的の生産及び價格の制度と吊上に墮落しないやうに、積極的に亞米利加の生産力を動員して、それを動かして發展させて行くと云ふことに役立つやうに、統制方針をリードして行くことが肝要である。それには産業コードを十分取締ると同時に、資源の開発其他の點に於て積極的に働かせる政府の機關が必要になつて來るであらうと考へたのであります。

第二の點——は此ニュー・デイルの根本的な狙ひ所と致しまして、先づ物價を吊上げる前に賃銀を高くする。物價の上昇は、賃銀の高くなつたことから生ずる大衆の購買力の増大、其のための生産の増大、それから自然に持ち來たさせるやうにと云ふのが、狙ひ所であるが、是は非常に難かしいことで、賃銀を無暗に高くするとコストが高まつて、經營が益々困難になる。従つて資本家の側から強い反對が起つて來る。それでは物價を高くすると、賃銀を引上げたことが意味をなさないことになるので、此の兩者の釣合を、十分を取つて行かせる爲に、少くも周到な調査機關を設け、且つ十分實行力のある統制機關を作つて行くことが必要になるであらう。此ことを第二に擧げたのであります。

第三は労働者が非常に渴望して居る團體交渉權の確立、即二つ第七條のA項であります。それが條文が極めて不明瞭でありますので、實際如何にそれを統制して行くか。其やり方を餘程巧く處理して行くことが必要ではないかと云ふことであります。

それから第四の點と致しまして、直接ニュー・デイルに關係はありませぬが、産業統制をやる以上は、金融家が政府のやり方に賛同して、之と歩調を合はせて進んで行かないと、仕事は行詰るに違ひない。當時に於きましても、金融資本家は政府のやり方には、大きな疑問を持つて居



りまして、仲々強い反対を致して居たのであります。どう云ふ具合に、金融界と産業の統制との折り合を付けて行くのか。詰り金融統制の積極的な展開の問題でありまして、之はN・R・A政策の成否を決定するのに、大きな関係を持つてあらうと申したのであります。

第五は、N・R・A内で重要な問題になつて居ります公共事業の積極的な實行と云ふことであります。當時は計畫通りなか／＼進行しないで、兎角滞滯しがちであつたが、之を今後は積極的に且つ合理的に進めて行く爲に、十分な施設をする必要があると申上げたのであります。

尙ほその講演では私の分擔でありませぬでしたので、深く立入りませぬでしたが、農業統制と産業統制との均衡も勿論大きな問題になると云ふことを附け足しに御注意致して置きました。

### N・R・A政策の缺陷

今日から回顧致しましても、又今日以後に於ける問題としてみましても、論點は依然として大體さう云ふ所にあると、相變らず私は考へて居ります。それでさう云ふ點に觸れて、N・R・A政策が今日迄どう云ふ実績を示して來たかと云ふことを批判しながら解説致し、それに對する各方面の攻撃其他の動きを見て行きたいと思ふのであります。

色々な批判がN・R・Aに對して出て居ります。一番強い非難の一つは、ずつと前にダロー委員會が指摘致しました。最近にも色々有力な經濟學會のレポートなど出て來て居ります。就中、例へばブルツキング・インステイテューションから最近出ましたレポートなどは、一般に最も妥當な學問的な批判だと考へられて居るやうであります。それらを見ましても此産業コードが政府の妥當な統制の行はれなかつた爲に、獨占的な吊上機關になつてしまひ、従つて生産力の動員を鈍らせ、他の階級の犠牲に於て企業利潤のみを高めると云ふ結果になつたと云ふことを、どれも批難して居ります。ブルツキング・インステイテューションは御承知の通り決して左翼掛つに團體ではありませぬ。極く穩かな學術的な團體であります。そのレポートでも最初に強く此點を指摘致して居ります。矢張り、カルテル的な吊上政策に終始した云ふことが、このN・R・A政策の最も拭ふべからざる根本的な缺陷で、今日のやうな矛盾を擴大した原因が茲にあると云ふことは否定出來ないやうであります。それは何故そうなつたかと云ふと、政府が明確な指導原理を持つて居ず、假に持つて居るとしても、それを強力に資本家の反対を冒してまで貫くだけの決意と實力



がないと云ふのが缺陷で、其爲に消費者及び労働者の側の代表者が假令顧問其他の名義でN・R・Aの機構の内に取り入れられても、結局は其實力は極めて貧弱なものであり、資本家だけが寄集つて統制政策を自分の都合の好いやうに決めて行くと云ふことに終始してしまつた。これが缺陷の大きな原因であると云つて居ります。

それから賃銀と物價及び物價内部の均衡の問題でありますが、この第二の點に於きましても、第一の點と同じ原因で、當時の不均衡が今日迄依然として均衡を回復せず、寧ろ却つて獨占的な大部門の吊上げに依つて不均衡を甚だしくするものさへあると云はれます。労働者の待遇に付きましては、N・R・Aは賃銀の引上と同時に、時間の短縮をやつて居ります。賃銀の引上は今申しましたやうに最初から政府の方針がはつきりして居ない爲に、賃銀を引上げるとコストが高くなる、製品の値段の吊上を許す、この三つの關係に於て絶えず方針がぐらくして居りまして、資本家の側から横鎗が這入ると、それに追隨すると云ふやうなことで、最初ルーズベルトが聲明致しましたやうに、賃銀を先づ高くして、物價を幾部分は高くするが、物價の上り方は、賃銀の上り方よりも、其程度に於て多少低い所で最初は我慢して貰ふと云ふやうな方針は、直ぐに統制長

官のジョンソン及びその後継者のリッチバーグの政策に依りまして覆へされて、賃銀の引上に依つて高められたコストを立派にカバーして餘りある程度に製品の値段が上つて來た。殊に此獨占的なコードの實力が強い大部門に於て、其傾向が著しかつた爲に、大産業から中小工業へと犠牲の轉嫁がどしどし行はれて、中小工業が困つてしまふと云ふ副産物を生じて來ました。農産物の價格は成る程可なり高められました。其限りに於て工業品との間の所謂缺狀の開きと云ふものは縮小されました。併ながらその農産品釣上げに付きましては、農業調整法(所謂A・A・A)の自體の内に、別な意味で色々な矛盾が発生して來て居ります。殊に亞米利加の農産物の大部分が外國に輸出される關係上、海外市場が其爲に非常に縮小されました、従つて農業生産力の展開と云ふことが、非常に困難になつて來て居る譯であります。それにも拘らず一方工業部門、殊に中小工業の内部からは、原料的な農産品が高められて、コストが高くなつて困ると云ふ苦情が著しいのであります。例へば最近綿糸布工業が色々問題を起して居りまして、政府に懇へて居りますが此原料高と云ふことを、強く政府に對して懇へて居るのであります。さう云ふやうな譯で、總體から云つて、物價の内部そして賃銀との間の不均衡と云ふものが、決して最初聲明されたやうに



均整を取るやうに進んで居ないと云ふことが指摘される譯であります。

八

尙ほ労働者に對する待遇に關連して、團體交渉権の確立といふ大問題も、矢張り終始不明瞭、動搖的な態度で今日まで政府はグヅ／＼とやつて来て居ります。其爲に多少進歩的な連中と労働者に同情を持つて居る立場の人々からは、著しく強い非難を受けて居ります。御承知の通り此第七條A項は、極めて曖昧な條項でありまして、労働者の團體交渉権を確認するが如く、しないが如くであります。最初政府は原則として、労働者が自發的に作った純粹な労働組合を、唯一の労働代表として、資本家に對する團體交渉権の相手方として認めるつもりであつたらしいのですが、其後資本家側の反對がありまして、労働組合も認めるが、同時に會社組合も認める。即ち工場内部に於ける、如何に少數な労働者と雖も、自分が勝手に労働組合以外に自發的に自分の交渉の代表者を選ぶことが出来、それを相手にして資本家が交渉する権利も認めると云ふことになりましたので、詰り一種の比例代表見たいな風に、少數者が多數者から獨立して自分の代表者を選ぶことが出来る。最初の解釋によりますと多數のものが選んだ労働組合の代表者が、全労働者の唯一の代表者として交渉すると云ふことで所謂多數決制であります、従つて其限りに於て所謂御用

組合と云はれるコンパニー・ユニオンと云ふものの存在を認めなかつたのでありますが、實際に於てはそれではやつて行けなくなつて、政府は中道政策をジョンソンが採ることになり、労働組合も認めるが、コンパニー・ユニオンも認めると云ふことになつたのです。従つてコンパニー・ユニオンは非常な勢ひで發展して參つたのであります。是は労働者の方の側から云ふと、團體交渉権を骨抜きにするものであると云ふ不満が非常に強くなつて來た譯であります。のみならず失業救済——失業者をなくなすと云ふ政府の聲明が順調に進んで居りませぬ。殊にニュー・デイル第二年度に這入りましてからは、殆ど此點に於て効果を見せて居ないのであります。多少失業者は減つて居ります。併しそれが特に注目すべき點は、政府の積極的な生産力動員に依つて減つたのではなくして、單なる時間の短縮に依つて失業者が減らされて居る。詰り仕事の分量を殖やしたのではなくして、一定の仕事を多數の人間に時間を短縮して分け與へてやつたと云ふだけのものである。是は最初に申しましたやうに生産制限其他の吊上政策を、N・R・Aが許すと云ふことになりました當然の結果でありまして、其の爲めに資本家的には利率が高まつて都合が宜かつたかも知れぬが、最初考へられたやうな積極的な發展打開と云ふ見地からは、面白くない結果に終

九



つて居ると云ふことが指摘されるのであります。斯う云ふやうな譯でありまして、労働者側は非常に不満の點が多く、殊に第七條A項を繞りましては、絶えず争議が行はれまして、段々其争議が悪性なものになり、且つ規模が大きくなつて來て居るのであります。何とかして此問題に付て適當な改善を行はない限りには、争議は今後益々脅威的に大きくなる形勢にあつたのであります。

それから金融統制の問題に於きましても、政府は復興金融會社を動員致したり、或は應急施設として銀行法などを制定し、預金保險制度と云ふやうなものを作つたり致しまして、銀行の安全と金融の疏通を計る政策を採つて居りますが、銀行金融界の大動脈である所の民間の大銀行が、政府のやり方に次第にコンフィデンスを失つて参りました。従つて銀行界を通じて資金を積極的に動かすと云ふことが、全く不可能になつて居る状態であります。金融界と産業界との動きが、全く懸け離れて参りました。従つて一方に於て公共事業其他の資金を放出致しましても、それは唯直接に放出された相手である所の事業を通じて、労働者及び農民其他の小さな消費者の手に渡つて居りますだけで、其限りに於て多少の事業刺戟の効果はありますが、それが銀行家の手に遣入つて、銀行界を通じて所謂新しい資本發行となつて、事業界に積極的に大規模に動員されると

云ふことはありませぬので、そこで遊資として寝かされる。所謂低金利の時代が深刻になつて來て居るのです。それではいけないと云ふので、最近金融統制を政府は更に積極的にやり直すと云ふことで、新しい銀行法を設けようとして努力致して居りますが、なか／＼此點は大きい困難が伏在して居ることあります。何にしる政府はこれで金融力を勝手に動員しやうとするのですから銀行家は黙視する譯はありません。それに關聯しまして、御承知の證券法及び證券取引所法と云ふものが、資本家の方から云ふと、不當に嚴格な拘束を發行者や引受業者に負はせることになりますので、それらの制限に依つて新しい資本の發行が不當にチェックされて居ると云ふ不満があるのであります。それで金融統制に關しても、どうしても何等かの改正をやらなければ無事におさまらぬ状態にあるのです。

それから公共事業の計畫はどうかと申しますと、之も今までの所では豫定通り進んでは居ないやうであります。のみならず公共事業の實際の執行機關が不十分で、内部的な規律が十分でないが爲に、色々スキヤンダルの噂があつたり致しまして、資本家の側ではさう云ふことを口實に色々非難しております。のみならず此問題は所謂財政インフレーションの問題に關聯致して参り



ます。資本家の側では代表的な資本家は之に對して強い反對を述べて居ります。後に御話致した  
 と思ひますが、公共事業は寧ろ民間の事業を壓迫し、且つ財界の前途に對してインフレーション  
 の不安を懐かせるので、手を引いて貰つた方が宜しい、我々民間事業は既に回復の地均しを十  
 分やり了へて、今日は將に積極的に動き出さうと云ふ状態にあるのであつて、従つて無益有害な  
 政府の公共事業などは、やつて貰はない方が、我々のイニシアテイヴを働かして仕事をして行く  
 のに好都合だから、手を引いて呉れ。政府としてやる事は、積極的な統制をやることではなくし  
 て、むしろさう云ふことに依つて、財界のコンフィデンスを失はせないやうに、此不安を去らせ  
 るやうに、消極的に政策を變へて貰ひたい。かう云ふことを頻りに訴へて居る。さうすれば我々  
 は勿論失業を救済し、積極的に生産力を動員することに十分な責任を感じて居り、又積極的に働  
 くだけの自信が十分出來て居る。それ故安心して我々に任せて呉れろと云ふことを、強く要求し  
 て居るのであります。さう云ふやうな譯でありますので、なか／＼公共事業の積極的な遂行も困  
 難があるやうであります。尤も政府と致しましては、さう云ふことに耳を藉さず、公共事業の積  
 極的な方針を最近になつて更に強めたやうであります。果して是が思ふやうに進んで行くかどう

かと云ふことは、今までの実績に徴して考へますと、可なり疑問があるのではないかと思ひます  
 尙ほそれらの點は後に觸れたいと思ひます。

要するにさう云ふやうな譯でありまして、N.R.A.を繞る色々な問題は、歸する所政府の明確  
 な指導原理がなくて、妥協的な、日和見的な方針の下に仕事を始めて、後から後からと必要に應  
 じて、雜然と色々な統制法を通過せしめた爲に、どうしてもそれらの法律の間の統制が巧く行か  
 なくなつてしまつた。即ち、全體として統制經濟の機構が整然と一貫した不動の方針でリードさ  
 れてゐると云ふ風に行つて居ないと云へると思ふのであります。自然、政府が思切つて積極的に  
 強く出ることが出來ませぬので、従つて色々な對立する産業群、消費者、及び労働者、資本家と  
 云つたやうな——つまり利害の對立する連中を妥協させようと致します結果、どうしても獨占資  
 本家の言ひ分が通つて、彼等の利益を強化擴大すると云ふことに落ちて行く傾向があるのは、己  
 むを得ない結末であつたらうと思ひます。斯う云ふ状態の儘で進んで行くと云ふことは、益々統  
 制經濟の悪い方面を、強化擴大することであり、一方自由主義に伴ふ長所を失つて、統制經濟に  
 伴ふ短所を益々強めて行くことになる。例へば財政政策を積極的にやつて行くと云ふことに致し



ましても、インフレーションの内容を十分統制出来ないと思ふことになるんでありませうし、金融統制権を政府の手に掌握させることも、色々不安と危険が伴ふを免れないと思ふのであります。自然に、財界の實際のリーダー達は此政策に對して次第に同情を缺いて参りまして、従つて公共事業が所謂景氣の呼び水としての効果を發揮することが出来ず、放出した資金が割合に無効果で止まつて居ると云ふことになるのであります。もつとも低金利に依つて借換其他の點に於て勿論相當な効果を與へては居りますが、何分にも積極的に事業を刺戟して、資本發行を促すと云ふ所には、なか／＼行つて居ないのであります。此儘で進めば進む程益々さう云ふ風な不圓滑な、消極的な状態になる傾向が強い譯であります。大體以上述べましたやうな點にN・R・Aを繞る困難な停頓の問題の基本的な缺點があるのではないかと思ふのであります。

### N・R・Aの修正案

そこで政府と致しましては、御承知の通り昨年の秋の選挙の前後に掛けて、資本家との妥協に傾いて参りました。それでN・R・A政策を緩和する。殊に資本家の側で不満に感ずる點を緩める

と云ふことに、次第に傾いて参りました。それと同時に財政インフレーションにも、出来るだけ注意を拂つてその危険のないやうに慎しむと云ふことを聲明いたしました。色々妥協工作をやりました。選挙が済みましてからは、殊に御承知の通りN・R・Aの内部構造を變へまして、資本家の意を迎へるやうな政策を進めて参りました。それで兎に角最近まで資本家側との間の妥協が続いて居たのであります。ところが最近になりまして「クロニクル」誌などを讀んで居りますと此の妥協がまた／＼破れないことになつたと述べてゐます。實業家が昨年の秋に一度政府と妥協することになつて今日までやつて來たが、今や再び重大な決裂の態度を表明することになつて、事態は新しい危機の段階に這入りつゝあると云ふことを、卷頭論文に申して居ります。これの例證としては全米商業會議所或は全國工業家聯盟と云つたやうな代表的團體が、相踵いで聲明書を發表して、躍起となつてN・R・A攻撃に出て居ります。又金融團からの批難も發して強烈になつて参りました。全米商業會議所の非難は、N・R・Aばかりでなく、ニュー・デイルの全面に亘つて居りまして、社會保險、公益事業の統制、労働統制機構、金融統制、關稅、交通、農業其他のあらゆる點に於て、政府の干渉政策を批判し攻撃致して居ります。是は日本の新聞にも電



報などで紹介されて居りますので、こゝでは立ち入りませぬが、全國工業家聯盟が發表致しました聲明は、資本家の側の時局打開の態度を能く標榜して居ると思ひますので、極く簡単に其主要點を列舉致して見たいと思ひます。

それに依りますと、今日亞米利加の財界は、回復に對する地均しと云ふものは十分出來て來て、將に積極的に發動する状態に迄來てゐるのであるが、政府の統制政策に依つてそれがチエツクされて居る。色々な周到な調査に依つて調べて見ると、少くも二百萬弗と云ふ巨大な資金が——それは、二年間に亘つて四百萬人の勞働者を就職させる所の規模のものであるが、——それが工場擴張や改善施設に注入さるべくして手控へられて居る。是は政治的不安の結果であつて、その見通しの付くまでは發動しない。それから特に生産財を中心にした持久財の購買に於て矢張り非常な見送りが行はれて居つて、數十億弗の資金が當然注入さるべくして、銀行の藏に寝かされて居る。それで此状態を除去するには、唯政府がこれ以上不安を惹き起すやうな統制政策を止めて、資本家のイニシアティブを働かせるやうにすれば宜しい。現に議會で懸案になつて居る色々重大な諸法案は、若しそれが通過するならば、將來長い目でみればどんな効果があると致して

も、目先きは、少くも回復を遅らせるに違ひない。是は今日のやうな回復第一の機運の下に於ては再考すべきものであつて、長い先きのことよりも、今日は回復しかけて來た氣勢を削がないやうな政策を採ることが先づもつて必要であると云ふことを申して居ます。さうして特に最後に産業界は完全に失業問題其他の景氣振興問題に對しては責任を自覺して居るから、此機會に政府として一日も速かに不安と不信を取除くやうに努力して、産業家の自發的な復興運動を力付けるやうな政策を採ることが必要である。米國の傳統的な強味ともいふべき實業家のイニシアティブを働かせなければいけない——大體斯う云ふ風に讀んで居るのであります。尙ほ外にも色々な意見がありますが、例へばクリーヴランド・トラスト・カンパニーやナショナルシティ銀行家等が云つて居るのを見ましても、主旨は全く同じことでありまして、即ち現状では事業界は慣例的な需要を充たす爲にのみ働くだけで、それ以外な哲學的な冷靜さを以て、管理された回復が、今後どう云ふやうな矛盾を曝露するかを待つて居るのであると云ふやうなことを、述べて居ります公共事業に對しましても、前途のコンフィデンスのない限りは幾ら政府が焦つて事業資金を放出しても、それは極く狭いサークルで簡單に動いて、直ぐ銀行の藏の中に歸つてしまつて、それが



ら先きに大規模に動き出すと云ふことは、益々困難になるに違ひないと云ふことを述べて居るの  
であります。此問題は非常に注目すべき點であらうと思ひます。

そこで「こう」即ち復興法の改造問題になります。御承知の通り最近大審院がN・R・Aの重  
要な點に反對の判決を致しましたので、大動搖を來たして居ります。併ながら是より先きに政府  
は既に三月の終りに上院議員ハリソンをして、ニラの修正及び二ケ年間の延期の法案を提出させ  
て居るのでありますが、ハリソンの提出致しました修正法案は一度上院で更に修正されました、  
下院に廻付され、下院との間の妥協の結果、稍々復活した形になつて、通過する段取りになりま  
した。其ハリソンの新復興法案と云ふのは、どう云ふ點に於て今までの復興法と違ふかと申しま  
すと、第一に今度大審院で違憲と判決されました點を豫め豫想してゐて、既に此修正法案に於て  
も一州内の事業に對しては、復興法を適用しないと云ふことにして居ります。即ち政府は豫め裁  
判上の色々な面倒な問題を豫期して居た譯であります。でありますから、一州内の事業に復興法  
を適用しないと云ふ大審院の判決が下されたからと云つて、それが突如として豫期しない大鐵ツ  
イを加へられたと云ふやうな意味のものではないと思ふのであります。但し、いよ／＼大審院

が、かうした違憲判決を下してしまへば、それで他の種々の統制政策にも同様の判決が下される  
といふことを覺悟をせねばならぬので、實際はニュー・デイルの全面局に大きな波紋を投じる譯  
であります。現に、農業統制などでも萬一の違憲判決を豫想して政府は色々修正案を議會へ出  
したりとて喧いでゐる次第です、ですから此點覺悟はしてゐたとはいへないから、ニュー・デ  
イルの前途にとつて容易ならぬ一つの妨害物が現はれたことは否定出來ぬのであります。

それはともかくして、ハリソン法案の第二の特色は、例のシャーマン・アンチ・トラスト・ロ  
ーとの妥協を圖つて居りまして、是はN・R・Aが餘りに獨占化助長の傾向に編り過ぎると云ふ非  
難に答へて、アンチ・トラスト・ローを原則として復活することになつたのであります。今までの  
復興法では一時アンチ・トラスト・ローの適用を廢したのであります。それを原則として適用する  
ことにしたのであります。唯特殊な場合、大統領が認めた特殊の統制機關が承認した場合に於  
てのみ、此アンチ・トラスト・ローの適用を排除するのであります。それはどう云ふ場合であるか  
と申しますと、一つは公益事業其他石油、石炭、瓦斯等の天然資源産業及び公益的の見地から政  
府が生産及び價格の統制を現にやつて居るやうな若干の事業、斯う云ふやうなものには、カルテ



ル的な生産及び價格の統制を認めることにして居ります。それから一般事業に於きましても、非常に大きな過剰生産が現に存在して、所謂緊急非常時的即ちエマーゲンシーの状態があると認められた場合、それから従つて破壊的な値段引下げの競争が行はれて、健全な事業經營が困難な状態にあると認められた場合、斯う云ふやうな場合に、生産及び價格の協定を許して居ります。でありますから、是は統制機關の手加減が可なり作用する譯であります。それから尙ほ、中、小企業者が若しさう云ふ協定がないとすれば、却つて大資本家から不利な壓迫を受けて、健全な發達を阻止されると云ふやうな虞があり、それを取除く作用を營む限りに於て、生産及び價格の協定を許すと云ふやうなことも、統制機關の手加減に任されて居ります。でありますからして、原則としてアンチ・トラスト・ローを復活させるとは申しませんが、手加減に依つて、實際はどの程度に此カルテル的統制が認められるかと云ふことは、今後の實績に徴するより仕方がないのであります。

それから例の第七條A項の労働團體交渉權の問題であります。此點に付きましては、ハリソン案自體に於ては、何等從來の規定と變つた規定を致して居ないのであります。ですからハリソン案自體は相變らず極めて不明瞭且つ曖昧な状態にあるのであります。此ハリソン法案が議會に提出されます前に、政府とは獨立で提出されたと云はれて居りますが、ワグナーと云ふ人が、上院に労働爭議調停法を出して居ります。政府が最近では頻りに之を支持致して居りまして、労働者側の人も非常に強くこの通過を要求して居りますが、是が通過致しますと、第七條A項が事實上存在の意味を失ひまして、此ワグナー法案が之に代るのであります。それはどう云ふことを規定して居るかと申しますと、現にあります労働關係局、此の權限を非常に強めまして、且つ原則として労働者の純粹な労働組合を唯一の労働者の代表者として、團體交渉の相手方として、強制的に資本家に確認させると云ふことであります。尙ほ其他労働爭議に一方が此労働關係局の差出ることを承認しないでも、積極的に自發的に調停に乗り出すことが出来る權利とか、或は労働契約に於て不正と認められることがあつたならば、どし／＼法廷に申告して禁止せしめる權利とか、さう云ふやうな點を色々規定致して居りますが、要するに労働者の好都合なやうに團體交渉權を確認致しまして、所謂コンパニー・ユニオンと云ふものを排除することになる譯であります。それと同時に此労働關係局と云ふものが、權限を非常に強められまして、事實上の統制權を與へ



られた譯であります。是は上院を通過致しまして、目下下院に廻されて居ります。下院で若し是が通過することになりますと、此點では産業復興法が資本家に都合の悪いやうに強化される譯であります。其他の點に於きましては、唯今申上げましたやうに此ハリソン案と云ふものは、大體に於て資本家に都合の好いやうに妥協を表明致して居るのであります。此復興法が出来ます前にジネラル・エレクトリックのストーブや、ヤングや、全國商業會議所の會頭をして居りますハリマンと云ふやうな人の提案に依る産業自治的な統制政策案がありまして、隨分此産業復興法には有力な影響を與へて居る意見があつたのであります。今度の修正はいはゞそうした産業自治的なものに還元されて來たとみられるのであります。但し勞働團體交渉權の點は別ですが。

尙ほN・R・Aと關聯致しまして、最近御承知の通り銀行法が新しく提出されて問題になつて居ります。是はどう云ふことをやるかと云ふと、矢張政府の積極的な金融統制です。非難する方から云ふと、悪性のインフレーション政策をやるのに、好都合なやうに銀行家に對する政府の直接の統制權を強化するのが目的であると云ふことを云つて居ります。要するに聯邦準備制度を變へまして、聯邦準備銀行に對する準備局の制覇權を強めまして、オープン・マーケット・オペレーション等に對しても、可なり積極的に干渉する權利を與へ、又全體としての産業發展の見地から望ましいと思はれる方向に、色々金融上の操作をすることに付て、準備局に今までよりも可なり強い廣い統制權を與へる。それから準備銀行の總裁などの任命に對しても、準備局が強い權限を持つことになつて居ります。要するに中央銀行に對する政府の干渉權が加はる。それは赤字財政の遣繰りの便宜の手段を今から準備して置くのであらうと云ふやうなことになるのであります。良

く云へば中央銀行制度を益々整備し、統制的なものにして行き、産業統制と金融統制との協調を積極的に強めると云ふことになるので、見方は二様に別れると思ひます。

### 最近の景氣狀勢と見透

尙ほ色々な問題がありますが、時間も段々移りますので、最後に景氣狀勢の問題に付て一言觸れておきたいと存じます。景氣問題に關聯致しましては、私の考へます所では、政治的な色々な不安と云ふことはありますが、一方に於て兎も角も低金利と云ふものは、益々加はつて参りました。長期資金はまだ相當高いやうでありますが、それに致しましても、借換其他の便宜は非常に



高まつて居ります。最近の一月から四月までの分の新資本の發行を見ましても、昨年から比べますと、約倍額になつて居ります。併ながら此中で殖えたのは矢張り借換でありまして、此四ヶ月間に今年は十億弗の資本發行がありますが、其内借換が七億で三億強が新發行であります。去年の同期は全體で六億でありますが、借換が二億で、新發行が三億七千萬弗でありまして、今年より新發行は去年の方が却つて多いのであります。それに反して、借換の方は去年が二億で、今年が七億でありますから、非常に殖ふて居る譯であります。尙ほ本年の新發行三億四千萬弗の内で産業會社の發行は僅に四千萬弗でありまして、其他は州其他の特殊團體の發行が三億を占めて居るのであります。純粹な産業發行と云ふものは、全く沈滞に歸して居ることが判ります。此點を資本家が非難するのであります。幾ら金融インフレーションのやうなことをやつても將來に對するコンフィデンスのない限りに於ては、かうした資本發行の萎縮状態はどうにも變へることが出來ないものであると云ふことを云つて居ります。でありますから、低金利と云ふことは、勿論良い作用は致して居りますが、極めて限られた作用を景氣の上に與へて居る譯であります。低金利相場に關聯しまして、優良な安定して居る會社と、さうでない會社との相場の開きが可なり

強いのであります。是などは低金利相場の一つの特徴であるやうに思はれます。

それから問題になりますのは公共事業に御承知の通り四十八億何千萬弗、其内に純粹な公共事業費が四十億弗、を使ふ豫定ですが、是がどう云ふ影響を財界に及ぼすかと云ふことであります。今申しましたやうに、銀行家、大實業家の陣營では、是は刺戟を與へても、ほんの一次的な目先のちよつとした景氣を出すだけで、大きな且つ持続的な景氣の回復には、却つて悪い影響を及ぼすときへ云つて居ります。目先の景氣の點から云ひますと、是は何としても大きな材料であるにはちがひないと存じます。政府は大體之を二年間に使ふと云ふ建前らしいのであります。ルーズベルトは成るべく第一年度に於て、其内の大部分を使ひたいと云ふことで、頻りに色々それに關係のある機關を設けて、積極的な工作をやつて居るやうでありますが、果して其やうに巧く行くかどうかと云ふことは、從來の實績から考へますと、可なり疑問もある譯であります。併し之に關聯致しましては、來年の秋に大統領選舉がありまして、それと密接な關係を持つて居ることとは、争はれない事實であると思ふのであります。それで其點を強調して考へる論者は、大體來年の春頃になつて、大いに是が動き出すやうになるのでないかと云ふのであります。少くも先づ



早くても此秋より前には餘りこれによる効果は期待が掛けられないであらうと云ふてゐますが之は、妥當な觀測ではないかと思ひます。尤も最近少しづつ、財政支出は殖えて居ります。併しながら昨年と比べて、まだ大いに殖えて居ると云ふ状態には至つて居りませぬ。それに段々夏枯れにもなります。夏枯れのひどい反動を押へる効果はありませうが、積極的に目先き直ぐ景氣を出すに云ふやうなことは、どうかと考へられるのであります。公共事業には色々な條件がありました。少し皮肉に考へる人は、そんな條件を充たすやうな事業は、一體何處にあるかと云ふやうなことまで云つて居ります。是は少し皮肉に過ぎた考へ方のやうでもあります。

それからインフレーションの問題になりますと、御承知の軍人ボーナスの問題が最後に阻止されましたが、何等かの形でそれを復活させる、公共事業計畫の下に、織近んで復活させると云ふやうな意見もあるやうであります。どう云ふ形で現はれて來るか、はつきりしたことは勿論分りませぬ。併し恐らく之もさう大した影響はあり得ないことであらうと私は考へてゐます。

それから議會では一方に於て銀行法案、公益事業法案、社會保險法案などといふ重大な法案が出て居ります。社會保險法案と云ふものは、内容がどうも餘りはつきり致しませぬので、我々も

つい等閑に付し易いのでありますが、非常な大規模な計畫でありまして、養老年金の基金額だけでも、今後年々十億弗宛積立て、行つて、三十五年間、連續的に積立て、行く程度の大きさのものであるやうにクロニクル誌の最近の卷頭論文に出て居りました。非常に之を重要視して居ります。詰り其資金の吸収と放出とがどうなるか。一應は資本家と労働者の積立てに對して、政府の方でも財政を遣繰りして、それを幾分は援助して出すものもあるし、州の政府が出すものもあります。さう云ふものが綜合されて、今述べたやうな尨大な基金がつくられるのであります。そして結局其資金は公債を買入ると云ふことに將來放出されて行くものでせう。従つて市場から公債を上げるか、或はそれを引當てに新しい公債を政府の方から發行する餘裕を與へると云ふことになりますか。假にマーケットで買上げるとして、金融業者などが、公債を賣り放つたのちに其資金を何處に運用させるかと云ふやうな問題も起つて參ります。それは大分先きの問題ではありませうが、目先きとしては、事業界に相當大きな負擔を與へることもなります。是は景氣の上にも必ずしも等閑視すべからざる一の壓迫を加へることになるかとも思ふのであります。銀行法それから農業調整法の強化と云ふやうなことも問題になつて居ります。其他色々かましい法律



の内には、公益事業の持株會社禁止法とか、鐵道の統制管理法、それから今申しましたワグナーの勞働法と云ふやうな、資本家の餘り好まない法律が、相當積み重なつて居りますので、さう云ふものの決定如何に依つては、所謂コンフィデンスが益々失はれるやうな状態が起つて來て、消極的な影響も免れないかと思ふのであります。それに外國の材料が、目先きは決して良いとは思はれませぬ。さう云ふことを色々考へ合せますと、決して良い材料ばかりではないと思ひます。丁度夏枯れにも向ひますので、公共事業及び低金利と云ふやうなものだけで支へられて居る景氣が何處まで延びる得るかと思ふことは、相當問題であらうと思ひます。唯だ最後にもう一つ、斯う云ふことも一應考へておいて戴きたい。それはルーズベルトが就任致しましてから、景氣の動きが大體五ヶ月目に、波動を變へて居ります即ち四―五ヶ月間好かつたあとはまた四―五ヶ月間悪い。それから四―五ヶ月間好くなるといふ具合です。それは財政支出などにも關係があることと思ひます。其見地から云ひますと、此の一月が一番高くて轉換の時でありまして、五月迄すつと悪い。そこで六月がそろ／＼底をついて、良くなる時期に向つて居るのであります。議會でも終りました、不安な諸法案が握り潰しにでもなつて、狀勢の見通しが付くことになり、その上秋

以後の公共事業を見通して、多少景氣が良くなつて來る傾向にあると云ふことは、考へ得ることです。しかし、又全國工業家聯盟の報告などは、選挙の年はどうも良くないのが慣例である。それは政策の前途が見透されないから不安と手控へが強まるのだといつてゐます。それで今年若し景氣が出なければ、來年は思はしくないのであらうと云つて居ります。ルーズベルトの人氣が最近急悪化してきてゐる點からみて、來年はどうも不安が高まるのではないかと思はれます。もつともその裏にはルーズベルトが來年の春頃になつて、躍氣となつて公共事業に馬力を掛けて行くでありますから反て、逆ないゝ効果が出るかも知れません。その邊のことは皆さんの自主的な御判断に御任せ致し度いと存じます。どうも調べが行届きませぬので、漠然とした話で恐縮であります、是で講演を終ります。

#### 附録第一、 N・R・A 判決後における米國財界

目下のアメリカ財界は五月二十七日の大審院のN・R・A違憲の爆彈的判決に伴ふ混亂的容相を示してゐる。今回の大審院の判決は政府筋の否定的な聲明にも拘らず、從來のN・R・Aによる産



業統制政策に致死傷を與へたものとして重大な意義を持つものであり、政府の經濟政策、景氣對策の轉換を劃し、延いてはアメリカ財界の前途に多大の影響を及ぼすものと豫想される。この機會にアメリカ景氣の動向につき全面的な考察を加へるのもあながち徒事ではあるまい。先づ、事業活動から見て行かう。

事業活動の不振

事業活動は去る二月以來引續き沈退を續けてゐる、アナリスト誌の月別指數を見ても本年一月の八三・八から毎月低落して四月には七九・〇とチリ落ちを示してゐる。即ち三ヶ月間に四・八ポイント方の低落である。これを昨年の第三・四半期の三ヶ月中に同じ指數で一〇・七ポイントの低落を見せたのに比較すれば、今度の低落は割合に緩慢であり、又昨秋から本年初頭へかけての上昇の出發點であつた九月の指數六六・五に較べれば此の四月でも未だ一三・五ポイントも上廻つてゐる。五月の指數は未だ發表されないが、諸種の情報を綜合するに四月と保ち合ひ程度であらう即ち製鋼作業率は餘り面白くないが、電力生産高、貨物輸送貨車數は幾分の上昇を見せ、自動車工業はストライキ騒ぎにも拘らず好調を保つてゐるのである。

アナリスト事業活動内譯指數 (平準年=100)

	一月	二月	三月	四月	前年四月
貨車積載高	六六・二	六七・三	六六・八	六三・四	六四・七
鋼塊生産	六九・一	六八・四	六一・四	五八・一	六九・八
鉄鐵生産	五二・三	五八・一	五四・四	五〇・九	五四・五
電力生産	九八・五	九九・二	九八・三	*九七・八	九六・一
棉花消費	九七・〇	九〇・一	八二・五	—	九〇・八
羊毛消費	一四三・三	一一一・一	一二四・八	—	七二・六
生絲消費	六七・一	六八・二	七〇・一	六八・三	七一・六
靴生産	一二四・二	一一五・一	—	—	一三〇・二
自動車生産	一〇四・一	一〇二・一	*一〇一・二	*九三・九	七八・五
木材生産	五四・六	五三・五	—	—	五三・三
セメント生産	三七・九	三九・八	四三・一	—	五四・四



亞鉛生産	六四・六	六五・九	六四・六	六七・二	五九・四
綜合指數	八三・八	八三・〇	*八一・五	*七九・〇	八〇・〇

【註】 \*印は假數字

この中で特に注目すべきは自動車工業の好調である。一般事業界の不振にも拘らず、自動車生産は一月以來堅實な増加を続け、四月には四十七萬臺と一九三〇年來の記録を出してゐる。尤もアナリストの指數では一月を峠として減少を示してゐるが、これは季節的整調が施されてゐるからであり、もと／＼一月の生産絶對數が際立つて大きかつたのだから左程氣に懸ける必要もないのだ。それよりは前年同期と對比して、この四月の位置が如何に高いかを見るべきである。

△自動車生産 (商務省發表、單位臺)

	一九三五年	三四年
一月	三〇三、三七二	一六三、八一
二月	三五八、六五八	二四〇、二七八
三月	四五一、八〇五	三四五、四四三

四月	*四七七、五四六	三七三、一〇八
----	----------	---------

(\*印は假數字)

自動車工業の他にも電気機具類、機械類、家具類の生産は好調を保つてゐる。更に住宅建築が近頃になつてやゝ盛になつたことは注目すべきである。公共事業並びに公益事業關係の建築は不振であり、随つて建築界全體として見ると昨年四月よりは幾分悪くなつてゐるが、住宅建築の好轉は、低金利の浸透によつて漸く建築投資が有利となり民間建築活動がやうやく動き出さうとしてゐる證左として注目に價する。

△新建築契約高 (ドツチ會社發表、單位千ドル)

昨年八月	一二〇、〇一五	本年一月	九九、七七四
九月	一一〇、一五二	二月	七五、〇八四
十月	一三五、五二五	三月	一二三、〇四四
十一月	一一一、七四一	四月	一二四、二八五
十二月	九二、七二四		



一九三四年四月 一三一、二二五  
 三〇年同 四八二、八七七  
 二九年同 六四二、〇六一

他方織物業衣服業は年初以來引續き不振で、減産、操短を餘議なくされてゐる。これを全體としてみると、自動車工業一本で支持されてゐる容相がいかに頼りない不安の感を懐かせるものがある。

株價は上昇

一方株式市場は本年二・三月迄甚た不振であつたが、四月に入つてから漸く立ち直り五月に入つてからは騰勢は一層顯著となり二十七日の大審院判決迄強調がつゞけられた。かうした株式界の立ち直りを四、五月に入つても依然として低落を續けてゐる事業活動に比較すると甚だ興味がある。

△ニューヨーク株式相場 (單位ドル、大引相場)

昨 年 中      スチール株      鐵道株二十種      工業株三十種  
 最   高      五九七<sup>7</sup>/<sub>8</sub>      五二・九七      一一〇・七四

最   低      二九<sup>3</sup>/<sub>8</sub>      三三・一九      八六・六九

本年四月迄

最 高	最 低	最 高	最 低
三九 <sup>3</sup> / <sub>8</sub>	二九 <sup>3</sup> / <sub>8</sub>	三七・二六	一一〇・四七
二七 <sup>7</sup> / <sub>8</sub>	二七 <sup>7</sup> / <sub>8</sub>	二七・三一	九六・七一
三一 <sup>3</sup> / <sub>8</sub>	三一 <sup>3</sup> / <sub>8</sub>	三〇・二一	一〇八・七一
三一 <sup>3</sup> / <sub>4</sub>	三一 <sup>3</sup> / <sub>4</sub>	三〇・四二	一一〇・五三
三三 <sup>1</sup> / <sub>8</sub>	三三 <sup>1</sup> / <sub>8</sub>	三〇・七一	一一三・六七
三四 <sup>1</sup> / <sub>8</sub>	三四 <sup>1</sup> / <sub>8</sub>	三一・〇九	一一六・五八
三四 <sup>5</sup> / <sub>8</sub>	三四 <sup>5</sup> / <sub>8</sub>	三一・二二	一一五・五六
三四 <sup>5</sup> / <sub>8</sub>	三四 <sup>5</sup> / <sub>8</sub>	三一・一六	一一六・二四
三四 <sup>1</sup> / <sub>8</sub>	三四 <sup>1</sup> / <sub>8</sub>	三一・二〇	一一六・八一
三四 <sup>3</sup> / <sub>4</sub>	三四 <sup>3</sup> / <sub>4</sub>	三一・六七	一一六・一七
三四 <sup>3</sup> / <sub>8</sub>	三四 <sup>3</sup> / <sub>8</sub>	三一・六五	一一五・九〇



廿七日 三四七 $\frac{8}{8}$  三二一〇〇 一一六・七四

(N・R・A判決)

廿八日 三三三 $\frac{1}{2}$  三一・四四 一一三・七六

廿九日 三三一 $\frac{1}{4}$  三〇・九六 一一一・八五

卅一日 三一 $\frac{1}{2}$  三〇・六八 一一〇・六四

即ち三月中旬以來株價と事業活動とは相反的な運動を示してゐるのである。こうした一見奇妙に見える原因は何によつて説明され得るであらうか？

第一の原因は本年第一四半期の事業成績が豫想以上の好結果を示したことである。左に示すやうにスタンダード統計會社發表の工業利潤指標は、本年第一四半期には昨年同期を甚だしく上廻つてゐる。

工業利潤指數(一九二六年II〇〇)

一六一工業鐵道公益會社 一二〇工業會社

一九二四年

第一四半期	二九・六	三五・四
第二四半期	四八・六	五五・四
第三四半期	二九・九	三四・二
第四四半期	二七・六	一九・九
一九三五年		
第一四半期	四二・二	四三・七

(註) 一九二四年第四四半期以後は假數字

第二には、事業活動の一般的低下にも拘らず、自動車、機械工業等の主要工業は依然として好調を續けてゐることから、今度の低落は全く季節的な變動であり、この上の大した低落なしに反撥が豫想されるといふ見透が立てられたことである。それには、ルーズヴェルトの就任以來事業活動の波動は大體五ヶ月目位に轉換することを慣例とするやうになつてゐる。之は統計上に明白にあらはれてゐる。そこで、今度も同じやうな慣例的動きを示すとすれば、六月頃から上昇期に入る順序なのである。その上、公共事業の擴大及びインフレ的施設も強化されるとすれば現在の



事業活動が不振でも明日のそれは買材料とされねばなるまい。

第三に、金融緩慢の進展であるこれは歐洲から巨額の金流入によつて益々助長され、又、公共事業資金の放出で今後も益々進展せしめられやう。そこで、借替その他の金融上の便宜が與へられるだけでなく、いはゆる低金利の出現をもたらしつゝあるのだ。

第四の最も主要な原因はインフレ見越である。例の五十億弗に近い公共事業擴大案が可決され且つ大統領はその巨大な資金を今後二ヶ年間に放出するのみでなく、なるべくその大部分を來年度一杯に使ひ切つてしまふ意向だと聲明したので、インフレ思惑は俄然擡頭したのである。その上議會では銀ブロックの策動や巨大なボーナス即時支拂ひ法案の通過（その後大統領拒否で一時喰ひ止められたが何等かの形で復活運動が盛んに行はれてゐると噂される）などもあり、農業調整法の強化と釣上げ政策の持續とが明白となつたのであるから、何にかと思惑は刺戟され勝ちなのである。

財界がインフレ氣がまへの態度を執つてゐることは、三月に一寸下落を見せた物價が、四月に入つてからは急激な上昇を見せ始めたことからも覗はれるのである。

ところが、五月二十七日の大審院の判決は俄然狀勢を一變させた。スチール株などは前掲表に見られるやうに三日間に三弗八分三を急落して四、五月の改善を一朝にふき飛ばして仕舞つたのである。

この判決が米國財界今後の動向に如何なる影響を與へるかの問題に移る前に、アメリカの政界事情に一寸ばかり觸れて置かう。アメリカ財界は今日では嘗て見なかつた程に政界事情、ワシントン筋の態度によつて強く左右されてゐるからである。

#### 大統領の勢威薄らぐ

本年に入つてから大統領の勢威——所謂プレステージなるものは、かつてのN.R.A全盛時代に比較すれば甚だしく衰へて仕舞つた。勿論現在とても大統領は全米一の人気者であり、非常に打ちとけた明朗な態度と近代的な最強力な武器である巧みなラヂオ放送演説とによつて民衆に親しまれ、愛されてゐる。所謂ポピュラリティなるものは未だに失つてゐない。それにも拘らず、彼に言動は最早無批判的に支持を受けるわけには行かなくなり、彼の政治的權力も甚しく弱められて仕舞つたのである。昨年秋の地方選挙の際には未だ彼の名聲は壓倒的であり、當時において



は大統領改選期に當り彼が再選舉されることを疑ふものはなかつたのであるが、今日では明年における改選期に彼がはたして再選の金的を射止め得るか否かに多大の疑問が掛けられるに到つたのである。

こうした事態に立ち到つたのは、勿論根本的に考へれば第一には、彼の出馬當時の非常時氣分が財界の安定とともに漸次に引き緩み、やうやく批判的な態度を示す餘裕の生じたことであり、第二には餘り鳴物入で宣傳され過ぎたきらひのある彼の新經濟政策——ニュー・ディールを、一應の決算期に立ち到つてきて冷靜に吟味して見ると、國民の何の部分も豫期した或は約束された程の利益を獲てゐず、従つていづれも不満を懷いてゐるといふ二つの點に歸結せしめ得るであらう。こうした事情の具體的なあらはれとして、彼の勢威の失墜の直接的な原因となつたものは次の三つである。即ち(イ)労働者側の全幅的な支持を失つたこと、(ロ)議會の統制權を失つたこと、特に上院における味方を失つたこと、(ハ)大産業團との提携に再び破れたこと。

大統領は始め非常時の背景の下に眩惑的なニュー・ディールの掛聲によつて、兎もあれ舉國一致の支持を勝ち得たのであるが、もとより終極的な勞資間の協調は望むべくもない。ニュー・デ

ィールの進行とともに生じたいくつかの本質的な問題について、彼は所謂「中道主義」を固執し資本家側とも労働者側とも決定的な態度を採り得ず、その結果兩側面から不満と攻撃の挾撃を受けるに到つたのである。

#### 實業團との再決裂

特に注目すべきは政府と實業團との「提携」が最近又破れてしまつたことである。實業團は政府の統制政策に甚だしい不満を藏してゐたが、大統領の聲望と労働不安におびえて昨年の夏政府と政策的な「和解、提携」を行つたのであるが、最近又新銀行法案、公益持株會社禁止法案、社會保險法案、N・R・A延長法案等の干渉を強化すべき諸方策が議會に提出されたのを見、且つ大統領の聲望が昔日の如くでないのを知つて、再び攻勢的態度に出で、財界に對する干渉、統制反對を叫び出し、政府と對立するに到つたのである。このことは先日の全米商業會議所及び全國製造業者組合の大會からも明瞭に覗はれる。全米商業會議所と政府との間の緊張は、大統領が大會の午餐會への出席を拒否し、且つ例年のメツセヂを送らなかつたことから豫想されたが、果然大會は激しい語句で政府の政策をこき下ろす決議を通過せしめ、民主黨員で大統領に若干の同情を



持つてゐる前會頭ヘンリー・ハリマンを罷免し、その代りに共和黨員で以前からニュー・デイルに對する痛烈な批判者として有名なハーバー・シブレイを任命したのである。この大會で採擇したN・R・Aに對する決議は産業側のN・R・Aに對する態度を示すものとして特に興味があるから左にその大要を摘記して見よう。

- 一、現在のN・R・Aは消滅せしめ、新たに明確な期限付の立法を行ふ。
  - 二、コードは凡て自發的コードとし、政府にコード強制乃至は修正權を與へない。
  - 三、競争者間の協約（アグリーメント）を合法的とし、一旦政府の承認があれば反トラスト法に觸れないものとする。
  - 四、司法權による以外の方法、例へば青鷲章を剝奪したり、政府註文を差控へたり、一般輿論に訴へたりすることによつてコードを強制することは「國民的傳統に反する」。
  - 五、團體交渉權は「無價値である」。
- 要するにN・R・Aの中のカルテル協約的部分には賛成だが、政府の統制權や労働者の「協働權」には反對だといふのである。

#### 労働不安再燃か

こうした態度を見ても解る通り、今度のN・R・Aに對する判決は産業側からは政府の干渉の排除として好感を以てむかへられるであらうと思はれる。元來産業側はN・R・Aコードに對してはその價格規定のみにしか利益を感じてゐない。然るに最近のN・R・Aの傾向は明かに價格協定の強制より遊離せることを看取し得べく各産業規約は二三少數の例外を除き實際上全く價格協定の強制を中止して居り、又價格協定を續行する産業にあつてもその價格なるものは全く公開的のもので、單に各人の價格發表を規約實施委員迄報告し置くべきことを規定してゐるに過ぎないのである。

それ故此の判決の効果は結局ニュー・デイルの反資本的統制に對する骨抜きに外ならず、従つて、投機市場の材料としてはむしろ好感視されるべき筋合ひを多分に包含してゐる。たゞ、問題なのはニュー・デイルの骨抜き作用に憤懣する労働者の反抗運動がどこ迄發展するかである。

多數の大會社は労働時間延長乃至賃銀低下をなすが如き意思なき旨を早速公表し數個の大會社は五分の賃銀値上を發表しさへした。だがこれは勿論マヌーヴァー的な聲明に過ぎず、最早N・



R・Aによる拘束を受けないとなれば、全国的に賃銀切下運動が行はれるであらうことは明白である。政府は労働組合を公認し會社組合を禁止する例のワグナー法案と並んで、最長労働時間、最低労働賃銀、幼年労働禁止を單行法化して全國産業に強制する意志あることをもらしてゐる。若し何等かの形でそれが急速に實現されなかつたならば、全産業に互る労働不安、罷業勃發の危険は不可避であらうと思はれる。既に全米労働總聯合領袖達は賃銀會議が決裂した曉は全米四十萬の炭礦労働者は六月十七日を期し一齊に總罷業を敢行するであらうと宣言し、又衣服工業労働組合の如きは早くも雇主側に對し條件を低下させるなら罷業で對抗する旨の警告を發してゐるのである。

#### 政策轉換か

N・R・A違憲判決は更に政府の經濟政策に一轉機を劃することとなるのであらうと思はれる。既に今年の春頃から種々の政策的の理由により政府は經濟界に對する統制策はこの位で一應打切りとし、専ら景氣對策的な工作に専心しようとする節が見えてゐたのであるが、今度の判決を契機として、こゝしばらくは専ら公共事業に没頭するであらうと思はれる。勿論目下上程中の銀行

法案を始めとする幾つかの統制的法案を成立させ、又N・R・A判決に對する跡始末的な立法を行ふ必要もあらう。だが、それらは多少の讓歩を敢てしてまでも出来るだけ早く片付け、半ばは選舉對策的な意味も持った例の大公共事業計畫に熱中するであらう。

四十八億八千萬弗の失業救濟事業は、今六月迄に八萬八千弗、残る二ヶ年間に四十億弗、この内大部分は來年六月迄使用されると云ふから、來會計年度に於ける匡救費支出は今會計年度の實行豫算約五十二億弗、前年度の實績四十二億弗に比べてかなり大きい膨脹となるであらう、それが、とゞこほりなく實施されるといふことは到底豫想出來ないが、ともかく、目先き的には或程度の景氣刺戟力は期待され得るであらう。

要するに、N・R・A判決後のアメリカ財界の見透しとしては、次のことが言へると思ふ。

(イ)、N・R・A違憲判決は大勢的には財界にとつて好材料である。

(ロ)、だが目先き的には、労働不安の推移、政府の對策的立法の成行き等の見極めがつく迄の不安人氣は免れまい。

(ハ)、更に今一、二ヶ月程は季節的にも夏枯れ沈退期に當るのだから、幾分の財界活動の低下



も必至であらう。

(ニ)、だが反面海外よりの逃避乃至は還流資金でアメリカの金融情勢は益々緩和する一方であり、信用部に關する限り、景氣の積極的上昇を阻止すべき何んの障害もないし、利廻りからする限り株價の昂騰は不可避であるのみならず、來年十一月には大統領の改選を控へ、近くは一ヶ月後に議會の閉會を控へて財界基調としてのインフレ強化は勢の趨く所であり。

(ホ)、かてゝ加へて政府は今や唯一の切札となつた財政支出を積極的に増加させるであらう。

(ヘ)、それ故他に突發的事情が生じない限り、秋からのちには相當の景氣上昇が一應豫期され得るであらう。

(ト)、もつとも、海外景氣の混亂とルーズベルトの人氣失墜に伴う政治的不安は飽く迄景氣相殺的な作用を働くものとみななければならぬから、來年度の接近につれて案外早い再逆轉が生じるかも知れない。

附録第二 ニラ第三條 (大審院により違憲判決を受けたる條項)

第三條(a) 一以上の商工業の組合若しくは集團により大統領に申請あるときは大統領は申請者の代表する商工業部門又はその分業部門のために産業規約を裁可するを得、その條件として大統領は(一)該組合若しくは集團がその加入應諾に關して何等不衡平なる制限を附せざること及び該商工業部門又はその分業部門の眞に代表たること及び(二)産業規約は獨占を促し、又は小經營の排除又は壓迫を企圖することなく、及び小經營を不當に取扱ふ結果を齎らすことなく本篇所定の政策實現に役立つことを認めたる場合なることを要す。但し産業規約は獨占又は獨占的行爲を容認することなかるべく、なほ産業規約が經濟活動の他の部に從事する人々の事業並に福祉に影響を及ぼすときは本條の規定は産業規約の大統領裁可に先立ち聽問せらるる權利を當該人より剝奪するものにはあらず。大統領は産業規約裁可の條件として大統領が茲に宣言せられたる政策遂行のために自己裁量に基きて必要と認むるところの消費者、競争者、被雇傭人及びその他の者並に公共の利益を保護することを條件(報告書の作成及び計算の記録を要求することを含む)とし及び産業規約の適用除外例並に該規約の例外の規定を設けることを得。

(b) 大統領が産業規約を裁可したる後は、該規約の規定に當該商工業部門又はその分業部門



における公正競争の規準たるべし。州際商業又は外國貿易における若くはこれに影響を及ぼす取引の際の該規準に對する違反はこれを聯邦通商委員會法の意味における商業競争の不正手段と看做すべし。

(c) 合衆國の地方裁判所は本篇に基きて裁可せられたる産業規約に對する違反を未然に防ぎ及び抑止するための管轄權を茲に賦與せらる。及び合衆國の地方検事は各自の地方において検事總長の指圖の下に該違反を未然に防ぎ及び抑止するために衡平法上の手續を制定する義務あるものとす。

(d) 大統領自身の發議に基き若くは大統領に對して特定の商工業部門若くはその分業部門において公共の利益に悖り及び茲に宣言せられたる政策に反する不法行爲の行はるる旨の告訴ありたるときは及びこれに關する産業規約がこれまでに大統領によりて裁可せられ居らざるときは大統領は特にこれに關する告示並に聽問をなしたる後、該商工業部門若くはその分業部門における産業規約を裁可すべく、該産業規約はこれによつて本條(a)項に基き大統領の裁可したる産業規約と同一の効力を有するものとす。

(e) 大統領自身の發議に基き若くは特定の労働團體若くは特定の商工業の組織、組合又は集團にして本篇の規定に従ふものが大統領に對して、合衆國への特定商品の輸入著しく多量に上り競争商品の内國生産額に對する割合が益々増大し、本篇に基きて定められたる産業規約又は協定を無効にし若くはその存續を全く危くするがごとき條件の下にあり、又はかゝる事情の下にある旨を抗告したるときは大統領は合衆國關稅委員會をして直に調査せしむることを得べく、該委員會は本項に基きて命ぜられたる調査に對して優先順位を與ふることを得るものとす。なほ大統領はその特に定めたる調査公告並に聽問の後において、該事項の存することを認めたるときは本篇所定の政策を効果あらしむるために、當該品目の合衆國への輸入が本篇に基きて定められたる産業規約又は協定を無効ならしむることなきため若くは無効ならしむる虞れなからしむるために、大統領が規定する必要ありと認めたる條件、手数料支拂及び制限を輸入せらるべき總量(特定期間内において)につきて課し、これに従ふ場合においてのみ該品目の合衆國への輸入を許可する旨を命ずるものとす。特定期間中において、本項に基きて特定商品の總輸入量に課せらるべき制限を効力あらしむるために、大統領が輸入者が先づ大統領の定むる規定に従ひ、財務長官より免



許を受くるにあらざれば當該商品の輸入を禁ずることを得本項に基きて大統領が特定措置に關する通告をなしたるときは財務長官は當局官吏を通じて輸入せらるべき數量につき大統領の命する條件、手数料支拂、制限が遵守せられ及び免許をうけたるときにおいてのみ當該商品の輸入を許可するものとす。事實に關する大統領の裁可は決定的とす。本項に基く輸入條件又は制限を設くる必要ある状態の既に終熄したることを認め、及びこの旨を財務長官に通告するまでは引續き有効とす。

(f) 本項に基きて産業組合同約を大統領が裁可制定したるときは州際商業若くは外國貿易に關する、若くはこれに影響を及ぼす取引における該規定の違反はこれを輕罪とし、判決に基きて違反者は各件につき五百ドル以下の罰金を科せらるべく、該違反の繼續する間の各日は失々別個の違反と見做す。

### 附錄第三 ルーズヴェルトの N・R・A 更生策

六月六日附「新聞聯合」の報道を引用して參考に供しておかう。

去る五月廿七日の聯邦大審院判決以來混沌として見極めのつかなくつたアメリカ産業復興法(NIRA)の前途に兎も角も一つの行手を暗示するルーズヴェルト大統領の聲明が、四日の新聞記者團との臨時共同會見で發表せられた。

#### 新提案 二つ

右の聲明は大統領官邸に於ける閣議及び議會領袖連との協議會に於てのNIRA更生に必要な緊急法案の議會提出を決定した後發表せられたもので、大統領はNIRA違憲判決に對する善後應急策として二法案を議會に提出する旨を述べた。

二法案の内の一つは産業復興法即ちNIRAを一九三六年四月一日迄存續せんとするもので、但し今後の適用範圍を嚴格に州際商業に局限する事を條件とし、又大審院判決に鑑み今後は産業規約の強制執行を停止すると言ふのである。

法案の第二は政府購入の商品に對する一定の資格條件を規定したもので、政府購入の商品の生産供給乃至契約實行に當らんとする者は最低賃銀制、最大労働時間制及び十六歳以下の幼年労働禁止の原則を遵守する必要があるとしたものである。



NIRA第三條違憲判決によつて政府の産業規約制定權が剝奪されたと等しい運命に陥つた事は屢説の通りで、大統領も今回の聲明に於てアツサリと産業規約の強制執行停止を認めた。然しながら大統領として就任以來その産業復興政策の據り所として來たNIRAの精神を没却するに忍びないのは當然で、之れがため産業規約を強制的には執行せず、又法律の適用範圍を嚴格に州際商業のみに限りこそすれ、NIRAそのものは尠くとも明年四月一日迄は存続したいと言ふので前記第一の法案提出の事になつたと思はれる。

又、第二の法案は最低賃銀制、最大労働時間制、幼年労働禁止等NIRA中の重要労働規定の精神を生かし、政府の購入品は前記の條件を満して生産供給乃至契約の實行がなされる、商品に限ると言ふのであつて、大統領は「民間企業も政府の行動に倣つて同様の措置を講ずるやう」に希望してゐる。即ちこれは産業規約の強制執行が出来なくなつた結果NIRA中の最大重要規定の一たる労働規定も之れを民間企業に強制する事が出来なくなつた現在、此の儘にして置いては大統領就任以來の労働政策が減茶苦茶になるのみならず、労働界の動搖も案ぜられるので、政府自

ら範を垂れて民間産業の自制を促す意圖に出たものであらう。

## 根本的不安未解消

然らば此の二つの新提案で瀕死のNIRAを果して再び更生せしむる事が出来るか、どうか。何れにしても大審院判決の結果産業規約は之れを強制執行する事が不可能となり、アメリカの現行憲法の前に政府も膝を屈したのであるから、ルーズヴェルト政府出現以來の一大特徴は茲に影を薄めた事は疑はれない。新提案に於ても産業規約を強制せず、最低賃銀制最大労働時間制等の労働規定も單に政府の範に倣つて各産業が之れに追隨するやうに希望すると言ふのであるから頗る消極的である。大審院判決以來各産業界が自重して賃銀の引下げ等を敢えてしやうとしないから今迄の所では先づ無事におさまつてはゐるが、強制されない産業規約の下に、今後賃銀の引下げ労働時間の延長等が行はれる事にでもなれば、労働者がそれで黙してゐるとは考えられない。即ち新提案に依つても大審院判決によつて惹起されたる不安は根本的には解消されないと見るのが妥當であらう。



昭和十年六月廿九日印刷  
昭和十年七月三日發行

經濟俱樂部演講

—(92)—

不 許  
複 製

N R A 成績と米國財界の推移

定價二十錢

編輯人 神原周平  
東京日本橋本石町三丁目二

印刷人 本間十三郎  
東京市牛込區矢來町三十六

東京日本橋本石町三丁目二

發賣所

東洋經濟出版部

振替口座東京六五一八番



終

ア  
ト  
フ  
ク  
ン